

【アメリカ】ドメスティック・バイオレンス対策連邦再授權法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* 2022年3月15日、ドメスティック・バイオレンス対策に関する連邦 VAWA 再授權法が制定され、既存の補助金の拡大、補助金の新設、部族特別刑事管轄権の拡大等が行われた。

1 背景

アメリカでは、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）対策の主たる管轄権は州にあり、各州法で DV 犯罪類型や、加害者の被害者に対する接近等を禁ずる保護命令を定めている。連邦法も一定の DV 犯罪類型を始めとする規定を設けており¹、また、連邦補助金の要件規定を通じて、州等の施策に及ぼす影響も大きい。DV に関する初の連邦法である女性に対する暴力防止法（Violence Against Women Act (VAWA)）は 1994 年に制定され²、3 回の再授權を経て³、2022 年 3 月 15 日に 4 回目の再授權法⁴が制定された（一部の規定を除き同年 10 月 1 日施行）。

2 主な規定

(1) STOP 補助金プログラムの拡充（34 U.S.C. § 10441）

STOP 補助金は、DV 等に対処するために、州、地方及び部族の政府及び裁判所への支援、被害者サービスの向上等を目的として 1994 年に VAWA により創設された。これを拡充し、その利用目的に、①50 歳以上の被害者、聴覚障害を有する被害者等のニーズに応えるために、法執行職員、検察官等への支援を強化するプログラム、②女性器切除に対処するため、固有の文化を有する被害者に対するサービス・プログラム、③インディアンの被害者の支援に関するサービス、④被害者の証拠収集手法を向上させるプログラム等を加える⁵。

(2) 修復的実践パイロット・プログラム補助金の新設（34 U.S.C. § 12514）

この補助金は、DV 等を阻止する修復的実践（restorative practices）のためのプログラム作成、修復的実践に関する訓練等の目的で、州、地方及び部族の政府、被害者サービス提供者、高等教育機関等に提供される。修復的実践とは、①コミュニティに基盤を置き、民事上又は刑事上の法手続の外で行われ、②傷害を受けた被害者により開始され、③被害者に傷害を与えた加害

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 9 月 7 日である。

¹ 適格な保護命令に服する期間における銃器等の所持（18 U.S.C. § 922(g)(8)）、適格な DV 軽罪による有罪判決後の銃器等の所持（§ 922(g)(9)）、州を越えた配偶者等に対する暴力犯罪等（§ 2261）、州を越えたストーカー行為（§ 2261A）、州を越えた適格な保護命令違反（§ 2262）等を連邦犯罪とする。青山彩子「米国におけるドメスティック・バイオレンスへの対応（上）」『警察学論集』52 巻 1 号, 1999.1, pp.108-111.

² Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, P.L.103-322, Title IV.

³ Violence Against Women Act of 2000, P.L.106-386, Division B; Violence Against Women and Department of Justice Reauthorization Act of 2005, P.L.109-162; Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, P.L.113-4. 3 回目の再授權法による歳出授權が 2018 会計年度末で終了した後も、連邦議会により従前と同様の予算措置が講じられてきた。

⁴ Violence Against Women Act Reauthorization Act of 2022, P.L.117-103, Division W. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ103/PLAW-117publ103.pdf>>; アメリカの連邦 DV 対策の基本となる法律は、本稿で紹介する VAWA と家族暴力阻止サービス法（FVPSA）の 2 本である。

⁵ この条に歳出授權規定はないが、当該条を説明する次の資料には「既存の歳出授權を 2027 年まで延長する」とあり、これによれば各会計年度に 3 億 2600 万ドルの歳出が授權される。“VAWA2022 Reauthorization: Section-by-Section Summary,” p.1. Senator Lisa Murkowski website <<https://www.murkowski.senate.gov/imo/media/doc/2.9.22%20VAWA%20Senate%202022%20Section%20by%20Section.pdf>> 1 ドルは約 137 円（2022 年 9 月報告省令レート）。

者の責任を追及するもので、④傷害の被害者のニーズに対応し、かつ、被害者・加害者・コミュニティの3者が合意できる書面の行動計画を作成して行うものである。2027会計年度までの各会計年度に、司法省女性暴力防止局に対し、必要な総額の歳出を授権する。

(3) トラウマ・インフォームド法執行訓練実証プログラム補助金の新設 (34 U.S.C. § 12513)

この補助金は、州、地方、部族等の法執行機関に提供され、当該機関の実証区域において、DV等の被害者と接する当該機関の職員等に対し、DV等の捜査を行う間に、証拠に基づいて、トラウマ・インフォームド⁶で、被害者中心の手法を利用するよう訓練する等の目的で用いられる。2027会計年度までの各会計年度に500万ドルの歳出を授権する。

(4) サイバー犯罪執行補助金の新設 (34 U.S.C. § 30107)

この補助金というサイバー犯罪とは、他者への脅迫、ストーカー行為、親密な画像の同意なしの配布等の目的でのコンピュータ利用に対し、州、部族等の法域において適用される刑事犯罪をいう。補助金は、州、部族等の検察官等による当該犯罪の特定、捜査等のための訓練等に用いられる。2027会計年度までの各会計年度に1000万ドルの歳出を授権する。

(5) 賃借人等がその住居から通報する権利等の新設 (34 U.S.C. § 12495)

住宅の賃借人等は、法執行又は緊急の援助を求めて通報する権利を有し、かつ、当該通報を理由とし、又は被害者である、若しくは責めを負わない犯罪行為を理由として、連邦住宅都市開発省の補助金⁷を受給する州等の法規に従い罰金、立ち退き等の不利益な請求をされてはならない。この規定は、新設の同省ジェンダー暴力防止局VAWA室長が実施を支援する (§ 12493)。

(6) 部族特別刑事管轄権の拡大 (25 U.S.C. § 1304)

部族特別刑事管轄権は、インディアン保留地において連邦、州又は両者の管轄権と同時に行使される。従来、部族当局は、保留地に居住し、若しくは雇用される者又は部族構成員若しくは保留地住民の配偶者、親密なパートナー等によるDV犯罪のみに当該管轄権を有していた。今回、当該管轄権が、保留地で起きる部族司法職員への暴行、児童に対する暴力、デートDV、DV、司法妨害、性暴力、性目的人身取引、ストーカー行為及び保護命令違反に対して及ぶとされた。ただし、加害者と被害者の双方が部族構成員ではない場合には、当該管轄権は及ばない。

(7) NICSによる銃器の移送の拒絶に関する州当局への報告の新設 (18 U.S.C. § 925B)

FBIの全米犯罪歴即時照会システム(National Instant Criminal Background Check System: NICS)⁸は、DV加害者等が銃器を入手すれば連邦、州、地方又は部族の法違反になると認める場合には、当該銃器の移送を拒絶し(denies)、及び当該違反を連邦司法長官に通知する。同長官は、NICSの拒絶から24時間以内に、当該加害者が銃器を入手予定であった州の法執行機関等に対し、①通知日時、②連邦法等違反の根拠規定、③当該加害者の身元等を報告する。

(8) 親密な画像の同意なしの公開に対する民事訴訟の新設 (15 U.S.C. § 6851)

州を越えた設備の利用等により、親密な画像を同意なしに公開された、当該画像において特定される者に、民事訴訟の提起を認める。当該者が18歳未満、死者等である場合には、代理人等が当該訴訟を提起できる。当該訴訟において、15万ドル以下の損害賠償及び他の費用が回収可能とされる。ただし、画像が商業ポルノのコンテンツである場合、当該画像が裁判手続において公開される場合等には、当該訴訟を提起できない。

⁶ trauma informed. 被害者にトラウマが存在することを認識し、その生活にトラウマが及ぼす影響を考慮すること。

⁷ 42 U.S.C. § 5306. コミュニティ開発包括補助金の根拠となる規定。

⁸ 34 U.S.C. § 40901. 購入者による銃器の入手の違法性を、販売者に電話等により確認可能とする連邦のシステム。